

# 第75回埼玉県国土利用計画審議会議事録

## 会 議 の 概 要

### 1 会議の日時及び場所

令和5年7月20日（木） 午前10時から午前11時30分まで  
知事公館 2階 中会議室（オンライン併用）

### 2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

### 3 出席職員

別紙2のとおり

### 4 議事内容及び審議結果

#### （1）第5次埼玉県国土利用計画の策定について（諮問）

知事から諮問のあった第5次埼玉県国土利用計画（案）について報告を受け、  
質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

#### （2）埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（農業地域の縮  
小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行っ  
た。

### 5 議事の経過

別紙3のとおり

## 第 7 5 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	浅井 明	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
2	石川 猛	埼玉県農業会議 副会長	農 業	出席
3	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	出席
4	神尾 高善	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
5	窪田 亜矢	東北大学大学院工学系研究科 教授	都市計画	欠席
6	黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	出席
7	金野 桃子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
8	◎白石 則彦	東京大学 名誉教授	森 林	出席
9	渋谷真実子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
10	○田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	防 災	出席
11	田中美奈子	たなか不動産鑑定 代表	土地問題	出席
12	谷口 綾子	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	交通問題	出席
13	永瀬 秀樹	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	中屋敷慎一	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	欠席
16	宮崎あかね	日本女子大学理学部化学生命科学科 教授	環境全般	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

## 第75回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	小 山 省 吾
環境部 みどり自然課	課 長	星 友 治
農林部 農業政策課	課 長	中 村 真 也
農林部 森づくり課	課 長	永 留 伸 晃
都市整備部 都市計画課	課 長	吉 岡 一 成
都市整備部 産業基盤対策幹	産業基盤対策幹	石 川 修

○司会（奥重土地水政策課主幹） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第75回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます、土地水政策課主幹の奥重でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり、地域経営局長の仲山から御挨拶を申し上げます。

○仲山地域経営局長 埼玉県企画財政部地域経営局長の仲山良二でございます。委員の皆様には、御多忙にもかかわらず、「第75回埼玉県国土利用計画審議会」に御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃から県政全般にわたり、御指導・御鞭撻を賜り、重ねてお礼申し上げます。当審議会は国土利用計画法第38条に基づき設置されており、本日は埼玉県国土利用計画の全部変更(第5次埼玉県国土利用計画の策定)、埼玉県土地利用基本計画の変更(所沢及び日高農業地域の縮小)の2件について、御審議をお願いするものでございます。埼玉県国土利用計画については、1月の第74回審議会で御議論いただいた計画案を基に、今年5月に行った県民コメントの結果等を反映させ、今回、諮問させていただき計画案を作成しました。詳細につきましては、後ほど課長から説明させていただきます。本日は、委員の皆様から専門的な観点、また、大所・高所の視点から御意見を伺いたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。結びに、委員の皆様の益々の御活躍と御健勝を祈念し、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。次に、審議会の進行について御連絡させていただきます。進行につきましては審議会規則に則って進めさせていただきます。ここで、Webで参加されている委員の皆様におかれまして、何点かお願いしたい事項を申し上げます。映像につきましてはビデオ開始状態とし、マイクは原則としてミュートにし、発言する時にミュートを解除していただければと存じます。発言する時は画面上で手を挙げていただくか、もしくは画面の手挙げ機能を活用いただければと存じます。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。委員総数16名中、出席委員14名で、過半数の委員が出席しております。したがって、本日の会議は審議会規則第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。こちらから事前にお送りしたのは、次第、委員名簿、資料1、資料1-1、1-3、資料2、参考資料1、参考資料2でございます。

続きまして、次第の3「委員紹介」でございます。大変申し訳ございませんが、今回は、

お名前だけの御紹介とさせていただきます。Webで参加されている委員の皆様はマイクはミュートのままでお願いいたします。委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介させていただきます。浅井明委員でございます。石川猛委員でございます。小口千明委員でございます。神尾高善委員でございます。窪田亜矢委員です。本日所用のため欠席でございます。黒川文子委員でございます。金野桃子委員でございます。白石則彦委員でございます。渋谷真実子委員でございます。田中規夫委員でございます。田中美奈子委員でございます。谷口綾子委員でございます。永瀬秀樹委員でございます。中屋敷慎一委員でございます。野口祐子委員でございますが、本日所用のため、欠席でございます。宮崎あかね委員でございます。なお、黒川文子委員におかれましては、御都合により11時頃退席される予定です。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。土地水政策課長の小山でございます。みどり自然課長の星でございます。農業政策課長の中村でございます。森づくり課長の永留でございます。都市計画課長の吉岡でございます。産業基盤対策幹の石川でございます。

以上でございます。

それでは、次第に従い、議事に移りたいと思います。審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。白石会長、これからの議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（白石会長） それでは、議長を務めさせていただきます白石でございます。委員の皆様におかれましては、スムーズな会議の進行に御協力いただければと存じます。先ず、議事に入る前に、本日の議事録に署名をお願いする委員を審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。今回は田中規夫委員、谷口綾子委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてお諮りします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる規定となっています。本日の議題は次第のとおり、埼玉県国土利用計画の全部変更（第5次埼玉県国土利用計画の策定）について及び埼玉県土地利用基本計画の変更（所沢及び日高農業地域の縮小）についての諮問2件となっておりますが、原則どおり公開してよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

それでは、会議を公開といたします。なお、傍聴はオンラインでの公開となります。本日傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○奥重土地水政策課主幹 1名おります。

○議長 それでは、次第に従い、議事に入ります。議題の（１）埼玉県国土利用計画の全部変更（第５次埼玉県国土利用計画の策定）についての審議を行います。１月の第74回埼玉県国土利用計画審議会では、県が策定を進めています第５次埼玉県国土利用計画の案について報告がありました。今回の議題は前回の案に対する各委員からの御意見や国との意見交換、市町村長の意見聴取及び５月１日から５月31日まで行った県民コメント等を踏まえ、県が作成した計画案に対して審議を行います。それでは、事務局から計画案の説明をお願いいたします。

○小山土地水政策課長 土地水政策課長の小山でございます。議題、埼玉県国土利用計画の全部変更（第５次埼玉県国土利用計画の策定）について御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

まず、議案の説明の前に、国土利用計画の体系について御説明いたします。資料１―１埼玉県国土利用計画とは、を御覧ください。国土利用計画法は、都市計画法や農地法などの個別法を束ねた上位法に位置づけられております。この国土利用計画法では、資料中段の国土利用に関する基本的な考え方と概ね10年後の目標を定める計画である、国土利用計画、それと資料下段ですが、国土利用計画を基本に、都道府県が都市地域や農業地域など5地域に区分した上で、地域ごとの土地利用の原則などを定める土地利用基本計画の2階建てとなっております。さらに、国土利用計画につきましては、国が作成する全国計画、これを基本に作成する都道府県計画、市町村計画がございます。都道府県計画である埼玉県国土利用計画は、現在、平成22年12月に策定した第４次計画となっており、最初の議題で、この計画の全部変更、第５次埼玉県国土利用計画について御審議をお願いするものです。

また、次の議題は、資料下段の土地利用基本計画を変更することについて、御審議をお願いするものです。国土利用計画法の体系等については以上でございます。

引続き、議題であります、埼玉県国土利用計画の全部改定につきまして御説明させていただきます。なお、説明につきましては、諮問案は資料１でございますが、時間の関係もでございますので、恐れ入りますが、概要等をまとめた資料１―１から１―３で説明させていただきたいと存じます。

まず、資料１―１の２枚目の改定のスケジュールでございます。策定作業につきましては、埼玉県5か年計画の内容を反映させるため、令和４年４月から本格的に開始し、庁内

関係各課が構成員の検討会議において、作業を進めてまいりました。骨子案を作成した8月、計画書案を作成した令和5年1月には、国土利用計画審議会の委員の方々の御意見をいただき、修正を重ねて、令和5年3月に原案を取りまとめました。この原案に基づき、国との意見交換や県民コメント等を実施し、これら意見を踏まえて案を一部修正し、本日の諮問となっております。

続きまして、第5次埼玉県国土利用計画（案）の概要でございます。国土利用計画に記載すべき3つの項目である第1、県土の利用に関する基本構想、第2、県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要、第3、日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置について1枚ずつ3ページで示しています。

まず、第1、県土の利用に関する基本構想でございます。最初に1県土利用の基本理念を記載し、2基本的条件の変化には、資料中段左側ですが、一つ目に、人口減少社会が到来している一方で圏央道の県内全通など社会経済状況の変化、二つ目は、近年、激甚化・頻発化している災害や、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威、三つ目は、地球温暖化の進行による気候変動や、生物多様性が失われる状況について記載しています。次に3県土利用に関する基本方針として、計画的かつ有効な県土利用、安心・安全を実現する県土利用、人と自然が調和し、持続可能な県土利用を掲げており、これを踏まえて4利用区分別の県土利用の基本方向で、それぞれ、農地、森林など利用区分ごとの県土利用の基本方向を示しています。例えば、農地については、荒廃農地の発生抑制、森林については、水源涵養機能などのために整備・保全すること、住宅地については、都市機能や居住を中心部などに集積することとしております。

続きまして第2、県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要について、でございます。1県土の利用区分ごとの規模の目標は、農地や森林など利用区分ごとに、概ね10年後の目標面積を示しております。真ん中のグラフは、県の政策が目標面積にどう貢献しているか分かりやすくするため、令和3年度以前からの政策を継続した場合、いわゆる政策効果を織り込まない場合に、どのようになるのか推計したグラフになっています。

次に、2地域別の概要でございます。埼玉県は、東京からの距離により土地利用の方向性が異なる傾向にあるため、埼玉県5か年計画と同様に、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンの3ゾーン別に土地利用の基本方向を示しています。

続きまして第3、日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要でございます。こちらでは、先ほど御説明しました、第2の県土の利用区分ごとの規模の目標を達成する

ための具体的な措置を、3つの視点で実施することとしています。

まず、資料左側の計画的かつ有効な県土利用の促進ですが、ここでは、農地の集積・集約化、森林資源の循環利用、既成市街地への居住誘導など利用区分別に有効利用するための措置、災害リスクを考慮した運用など土地利用転換を行う上での適正な調整を行うこととしています。

次に安心・安全を実現する県土利用の推進として、埼玉版流域治水の推進、遊水機能や水源涵養機能など農地・森林が有する多面的機能の向上などを行ってまいります。

最後に人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進ですが、コンパクト、スマート、レジリエントの要素を兼ね備えたまちづくりなど、持続可能なまちづくりの推進、森林の再生などの緑の保全・創出と川との共生、原生的な自然区域の保全やカーボンニュートラルの実現などを推進してまいります。

以上が第5次埼玉県国土利用計画の概要となります。

続きまして、資料1-2 国土利用計画審議会・国・市町村長意見とその対応、県民コメント結果とその対応について、御説明いたします。

まず、1、第74回国土利用計画審議会における意見について、でございます。計画の該当箇所のページ順に、各委員の御意見を示しております。また、意見に基づき修正した箇所は、資料1-3において、赤字で示しておりますので併せて御覧ください。

番号1、諸井委員の日本一暮らしやすいとは、どういう姿が暮らしやすいと考えているのか、埼玉県の特徴を踏まえ、どういう姿を目指すか、はっきりしないと意味がない。番号2、黒川委員の各種政策を通じて本県の重要課題を解決し、日本一暮らしやすい埼玉の実現につなげるように、ストーリーを持たせると分かりやすい。との御意見については、資料1-3の2ページのとおり、本計画では、本県の最大の課題である超少子高齢社会への対応と喫緊の課題である災害・危機管理対応などに県土の利用面から取り組み、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である日本一暮らしやすい埼玉の実現を目指す。と記載しました。続いて、番号3、田中規夫委員の基本理念に、首都東京に隣接しているという埼玉県の特徴(バックアップ機能)が入っていない。番号4、日下部委員の重要土地等調査法の記載で、安全上重要な、を安全保障上重要とした方がよい。との御意見については、8ページにまた、本県は関東の中心に位置し7つの都県と県境を接していることから、大規模地震などの広域災害時には、避難の受け皿や応援・受援の拠点として重要な役割を担っており、緊急輸送道路などの確保が重要となる。の文言を追

加し、また、安全保障上重要な、に修正しました。続いて番号5、白石会長の森林の基本方向は保全林と経済林に整理して記載した方がよい。との御意見については、10ページに、保全林については奥地森林など林業経営が成り立ち難い人工林については、針広混交林化や広葉樹林化を目指した公的整備を推進し、水源涵養などの公益的機能の発揮を図る。と記載し、経済林については、一方、自然条件や社会条件のよい森林については、スマート林業や施業の集約化の推進、林道などの整備や高性能林業機械の導入などとともに、安定的な供給体制の整備や公共施設などにおける利用の推進により県産木材の利用の拡大を図り、伐って、使って、植えて、育てる森林の循環利用を推進する。と記載しました。続いて番号6、窪田委員の今後は再開発を進めるというよりは、既存の開発箇所の質を高めていくことが重要ではないか。との御意見については、12ページに、リノベーションによる既存施設の活用を追記しています。続いて番号7、村岡委員の荒れた生産緑地があると聞いた。良好な生活環境に資するとはどういうことか具体的に記載してほしい。との御意見については、22ページに営農が継続されるように、を追記しました。続いて番号8、9、田中規夫委員の老朽化した排水機場などの既存インフラの維持管理や更新の視点があるといい。また、ミニ開発の雨水流出抑制について、法律や条例を見直していく様な記載があるといい。との御意見については、26ページに排水機場などの適切な維持管理・更新による機能の保全を図る。また、ミニ開発等の雨水流出抑制対策については、条例ではなく流域での治水対策として河川事業で住宅に雨水浸透柵の設置を行っておりますので、7行目の雨水浸透柵などの流域貯留浸透、の前に、小規模開発や既存住宅でも設置可能な、を追記しました。続いて番号10、小口委員から、人口減少を踏まえ、長期的な視点に立って、野生動物との境界を管理するなど生態系の記載をもう少し書いてもよいのではないかと。との御意見をいただき、29ページに、野生鳥獣を誘引しない環境づくりなどを行う。を追記しました。続いて番号11、白石会長から、カーボンニュートラルの実現に、森林がCO<sub>2</sub>の吸収源であることや適切な管理でカーボンクレジットを生み出すことを記載してほしい。との御意見をいただき、30ページにカーボンクレジットを説明したポンチ絵を追加するとともに、森林においては、森林整備などの二酸化炭素吸収活動によるカーボンクレジットの創出につなげることで、更なる森林整備を促進する。を記載しました。続いて番号12、小口委員から、本計画をGISやリモートセンシングなどデジタル化されたデータで管理していくことを文言として入れた方がよいのではないかと。との御意見をいただき、31ページに地理システム（GIS）、を追記しました。なお、正確には、地理情報システムが正

しいと思いますので、差し支えなければ、修正させていただきたいと存じます。続いて番号13、宮崎委員から、本計画には面積の指標しかない。戦略的に政策を進めるための指標を計画期間内に定めた方がよい。との御意見をいただき、指標については埼玉県5か年計画などの個別の指標も検証に活用するため31ページ、資料1－3では32ページですが、各種指標などを活用し、を追記しました。以上でございます。

続いて、国との意見交換、市町村長からの意見聴取及び県民コメントの結果について御説明いたします。なお、これらの意見聴取等につきましては、先ほど説明した審議会委員の方々の意見を踏まえ修正した案で実施しております。まず、資料1－2の3ページ、2国との意見交換結果について、でございます。現在、国におきまして、第6次国土利用計画（全国計画）を策定中であることも踏まえて、令和5年4月28日に意見照会し3省から4件の意見がありました。意見につきましては、文言レベルや数字の不整合に係るもので、内容に係るものはございませんでした。続いて4ページ、3市町村長からの意見聴取結果について、でございます。令和5年5月8日に県内全ての63市町村長に意見照会し、1団体、八潮市ですが、1件、意見がございました。内容は、産業団地と工業団地の文言が混在しているため、産業団地で統一したほうが良いと思います。というもので、御意見のとおり本文中の記載は、産業団地に統一するとともに、10、用語の解説から工業団地を削除しています。国の意見、市町村長の意見を踏まえて修正した文言等につきましては、資料1－3において、青字で記載しております。続いて、5ページの4県民コメントの結果について、でございます。令和5年5月1日から31日まで実施し、5名から26件の御意見をいただきました。概ね御意見を計画案に反映できているところではありますが、黄色に着色している箇所は、計画案に反映できなかった部分になります。理由でございますが、意見が個別事業等の運用に係るものであり、国土利用計画に記載すべきでない内容のものや、既に、計画案に記載している内容であることなどから、計画案に反映しませんでした。県民コメント結果を踏まえた修正箇所は、資料1－3において緑字で示しております。なお、先ほど文言を修正させていただきました、地理情報システムのほか、日本語的なつながり等により修正させていただきたい箇所が2か所ございます。恐れ入りますが、資料1－3を御覧ください。まず、25ページの17行目ですが、Eco-DRRとしての農地や森林等という表現を、Eco-DRRとして活用可能な農地や森林等に修正させていただきたいと存じます。次に、28ページの21行目ですが、タイトルのイみどりの保全・創出と川の共生につきまして、と、が抜けておりましたのでイみどりの保全・創出と川との共生に修正させていただ

きたいと存じます。申し訳ございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長　　ただいま事務局から説明がありました第5次埼玉県国土利用計画案につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

○田中(規)委員　　よろしいでしょうか。ちょっとよく聞き取れなかったのですが、住民からの意見の中に、ネイチャーポジティブや30by30が入っていたと思うのですが、それは反映できなかったのですか。あるいは、どこかに反映したのですか。

○小山土地水政策課長　　こちらにつきましては、画面共有しておりますが6ページの緑字で記載しているところに反映させております。

○田中(規)委員　　これは今日の議題にも関係すると思うのですが、ネイチャーポジティブとか30by30は、もしこの計画の中にきっちり位置付けてしまうと、位置付けているのかもしれないのですが、そこを聞きたいのですが。要はポジティブなので、生物多様性を上げていかなければいけないので、今回の資料だと、色々な政策をしても農地の減少は、本来もっと減るものがある程度の減少で済みますという形で、ポジティブではないのですよね。なので、例えば今日の議題のような農地の転用というような話が出てくると、それはネガティブな方だし、おそらく生物多様性上ですね。ですから、この辺りどういう風に位置付けたのかなというのをちょっとお聞きしたいのです。背景としてはこういうものがあるよというぐらいの記載にとどめたのですか、あるいはその流れの中でやっていくという方向でこの資料はできているのですか。

○奥重土地水政策課主幹　　では事務局からお答えを申し上げます。今、画面の方でも共有させていただいておりますけれども、9ページの基本的な土地利用の基本方向という中で、農地のみに着目してしまうと、減少を抑制するという事なので、なかなかネイチャーポジティブまではいかないのですけれども、先ほどの利用面積別のグラフでもありましたとおり、そのままの政策を進めていけば、余計に減ってしまう。それを荒廃農地の発生抑制対策等を行うことでその減少を食い止めて、農地や森林については、水源涵養機能とか多面的機能が十分発揮されるような機能がございますので、第5次計画では、なるべく保全をしていくという方向に舵を切ったということでございます。

○田中(規)委員　　ポジティブではないけれどもできるだけその考え方に沿うように、政策上、農地の減少を食い止めているというところで、そういう背景の中、それに向けた取り組みをしていくっていう位置付けなのですかね。そうするとその意味をどう捉えるかに

よっては農地の転用の時には必ず生物多様性が減りますから、転用するところにもう少しその多様性を増やすような取り組みもセットで議論しないと本来いけないじゃないかなと思ったので、ここでちょっとお聞きしたのです。国際的な流れに従って、ネイチャーポジティブの実現に向けて、その背景があるので努力していくとそういう位置付けということによろしいですか。

○奥重土地水政策課主幹 はい、おっしゃるとおりでございます。

○田中(規)委員 わかりました。

○中屋敷委員 まさに今のところ、私も非常に気になったところなのですが、結局、今日の議題2つ比べてみても、当然、農地は減っていく、そこをなんとか減る分量を抑えていこうという考え方であるのは理解はできるのですが、今、先生がおっしゃったようにネイチャーポジティブという言葉はそうではないんじゃないかなという風に思います。

○田中(規)委員 そうです。

○中屋敷委員 そうですよ。だから私はこの表現は違和感を禁じ得なかったなという風に思いました。要は、トレンドであるから考え方として取り入れておく必要があるというような表記としか読めないなという風に感じてしまったのですが、実は6月の定例会で私、この件質問させていただいていますので、とても気になる場所なのです。だから、ネイチャーポジティブという言葉が計画に入れ込んできているということは、それをどう県民の皆さんや農地を保全している皆さんに御理解いただけるかというのは極めて重要だと思います。今のご説明は、我々はわかりますけれどじゃあ農地が減ってもいいのだという風に受け取られてしまっただけでは困るのではないだろうかという風に思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○奥重土地水政策課主幹 委員のおっしゃるとおり、ネイチャーポジティブは課題としては、確かに示しているのですが、国土利用計画の基本的な土地利用の方向性を示す中では、なかなかこの部分を全て網羅しきれていないのが実情でございます。その中でも、農地や森林につきましては、今までは減少はやむを得ずとしていたところをなるべく保全をしていく。例えば宅地についても、農地が広がる郊外への拡大はなるべくやめて、中心市街地のリノベーションなどにより、都市機能や居住を中心部に誘導するというところで、大きく舵を切っているというところがまず1つあります。また、5の利用区別の県土地利用の基本方向において、例えば、河川や水路などでは、グリーンインフラやEco-DRRの考え方を踏まえ、自然や親水機能の保全・創出に配慮する、としておりネイチャーポジティブ

ブの考え方を反映している部分もあります。第3、目標達成のための措置の埼玉版流域治水の推進においても、県土利用の基本方向に沿う形で、水源を生かした生物多様性とか、そういった生態系を活用したEco-DRRという考え方を具体的な方向性として位置付けているところがございます。

○中屋敷委員 御説明はもうそのとおりだろうという風に思うのですが、要請されているということでの表記の仕方というか、これは時代の要請であるというような意味でこう書いてくださっているのだという風に思いますが、そのところは要請されているけどできないよという風になってしまうとダメなわけなので、何か表現の仕方みたいな工夫ができないのかなとちょっと全体に読ませていただいていたのですが、いかがでしょうか。

○小山土地水政策課長 この点につきましては、第1で背景を説明した上で、具体的な行動は第3の日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要といったところで例えば農地、森林の方向性ですとか、どのように保全を図っていくか、あるいは減ってしまう農地について別のところで荒廃農地を再生する、その中で生物多様性にも配慮するというような、最初に述べた要請されている考え方に基づいてこういった政策を展開するというような作りになっておりますので、第3の措置において、実際に取り組んでいく際に、その元々の思想と言いますか、元々の考え方を踏まえて取り組むというような、整理にしたいと考えております。

○中屋敷委員 ありがとうございます。そうすると、その具体的な取り組みの段階では、ネイチャーポジティブの部分、30by30も含めて、そういったことを留意しながら事業展開をしていくという風に理解してよいですか。

○小山土地水政策課長 国土利用計画は土地利用に関する最も県内では上位の計画で、これに基づき個別の計画が策定されます。先ほど申し上げた形で具体化されていくということになります。

○中屋敷委員 ありがとうございます。

○星みどり自然課長 みどり自然課でございます。ネイチャーポジティブにつきましては、今現在、県の生物多様性保全戦略の策定に向けて検討しているところございまして、その中でも具体的にどのようにしてネイチャーポジティブを実現していくのか、30by30という部分もございまして、そういったものを進めていく予定で検討しています。時期的に、第5次計画の方が早く出来上がってしまうということはあると思うのですが、県戦

略の策定にあたっては、こちらの内容とも十分すり合わせて、できるだけ減った部分について増やしていく、ポジティブになるような方向で検討していきたいと考えています。

○浅井委員 第5次埼玉県国土利用計画（案）の概要の第3章、1措置の概要の人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進の中に記述している、コンパクト、スマート、レジリエントの要素を兼ね備えたまちづくりについて、埼玉県が計画しようとしているレジリエントの意味をちょっと教えてもらいたいのですが。

○小山土地水政策課長 まずレジリエントにつきましては、国土強靱化といったような形ですね、災害時にもしなやかに回復する、災害対策の一層の向上、あるいは事前防災というような考え方、あるいはエネルギー供給等について、再生可能エネルギーのところでエネルギー供給が滞ることを未然に防止するという考え方で取り組んでいると承知しています。

○浅井委員 ニューレジリエンスの考え方になりつつありますが、県はどう進めていくかの考え方はありますか。

○小山土地水政策課長 ニューレジリエンスの考え方については、昨今の災害の状況等や新型コロナなどの社会情勢の変化を考えますと、新たな視点と言いますか、対応すべきことも出てまいりますので、それにつきましては、県としても必要な対応を取っていくことになろうかと思えます。

○田中(規)委員 今のレジリエントなのですが、どちらかという、持続可能などという話はサステナブルであって、レジリエントはやはり回復力ですよ。何かあった時の回復力が高いということなので、何か回復力をどうやって高めるかというところをどこかに記載すべきなのかなと思います。ここに今書いてあるレジリエントの中にはどちらかというサステナブルの話が書いてあるので、その施策の中でレジリエントをどこに高めているのかというようなものが本来は必要なのかなという気がちょっとします。あるいは別のところに書いてあるのかもしれないですね。

○黒川委員 よろしいでしょうか。レジリエントというと、何かこう先ほども言われたように回復力が高いということなので、災害からの復旧など回復性が高いという記載も入れてもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中(規)委員 私もそう思うのですよね。なので、例えば緊急輸送道路とか何かそういうところがあるようなところに、むしろレジリエントの施策として位置付けているようなものと関連付けてレジリエントの説明があった方がよりレジリエントの意味の使い方に近い

のではないかなという気がちょっとします。

○奥重土地水政策課主幹 事務局から発言をさせていただければと思いますが、今、画面の方でも共有させていただいております28ページのところを御覧いただきたいと思います。資料1-3の28ページでございます。持続可能なまちづくりという中で、3つの視点、埼玉版スーパー・シティプロジェクトということで進めている中での言葉をここに3つ示しているものでございまして、ここで言っているレジリエントというのが、誰もが暮らし続けられる、持続可能な地域を形成という意味で、レジリエントということでここでは記載をさせていただいております。先生方のおっしゃった、災害等からの復旧などの意見につきましては、安心安全を実現する県土利用の推進という項目の中の埼玉版流域治水の推進においても記載しているところがございますし、また、防災機能の向上等を進めていくということを計画の中に記載した次第でございます。以上でございます。

○中屋敷委員 今のは5か年計画の位置付けの中でのその3つの文言をこの計画の中に入れ込んでいるという説明なのですね。

○奥重土地水政策課主幹 おっしゃるとおりでございます。

○中屋敷委員 背景を言わないと先生方はわからないと思います。

○奥重土地水政策課主幹 まちづくりの部分では5か年計画を反映させたという状況でございます。ありがとうございます。

○議長 ただ今のレジリエントの件ですけれども、私、28ページの図を見ていますが、その中に、コンパクト、スマート、レジリエントというのが、これ全体でその持続可能なサステイナブルを実現するというポンチ絵だと思うのです。皆さんがある種、違和感があるのは、右下の緑で書いた、持続可能な地域を形成するということに、レジリエントがはまっているということで、サステイナブルとレジリエントが重複している、特にサステイナブルをレジリエントでキーワードにしていることかと思います。コンパクト、スマート、レジリエントの、3つそれぞれ同時に使われるわけですけれども、この3色を全部束ねたものが実現することで、サステイナブルが結果として実現するという位置づけで整理すればよろしいのではないかという風に今思いました。いかがでしょうか。

○小山土地水政策課長 今、会長がおっしゃったとおりで、まさにこのコンパクト、スマート、レジリエントの3つの柱が実現するような土地利用施策というのを進めておまして、その結果として、サステイナブルな社会ができるというようなものだと思います。

○議長 ちょっと、手を入れていただく余地がありますか。

○奥重土地水政策課主幹 図の方につきましては、埼玉県5か年計画でも同様のものが使われているという中で、なかなか絵の修正自体はちょっと難しいかなと。文言の修正の方で対応させていただければと思います。申し訳ございません。

○浅井委員 埼玉版の工夫だとか、一工夫したとか、他県にはないとか、政府よりはとか、そういうものも考えてもらいたいと思います。そして、先ほどの私があえて言ったのは、政府でもニューレジリエンスというのが、今本格的に取り組んで進んできているのです。真の狙いは何なのかわかりませんが、県の計画に入れても良いのではと考えているところなのです。

○小山土地水政策課長 そのあたりは計画の中で文言を工夫して対応していきたいと考えています。

○議長 田中委員、最初にレジリエントについて聞いていただきましたけれど、いかがでしょうか。

○田中(規)委員 先ほどのような形で構わないと思うのですが、ただレジリエントの書き方としては、それをレジリエントと書いてしまうと少し誤解があるので、真ん中にサステナブルがあるのはもちろんそれで構わないと思うのですが、レジリエントの意味はやはり災害とかあった時にも、持続可能という意味ももちろんありますけれど、回復力が高いというのが非常に重要で、強靱な回復力の高い社会ですよ。なので、ちょっと真ん中にサステナブルを置くにしても、もうちょっとレジリエントの意味を、もう少しわかりやすくというか、通常使われるような意味も含めて入れてもらえるといいのではないかなと思います。

○議長 問題の所在は皆さん共有できたと思いますので、御検討いただければと思います。ほかに御意見、御質問ございませんか。

私は1つ、今のそのちょっと下の28ページなのですが、みどりの保全・創出というところの、平仮名のみどり、漢字の緑が文章の中にちょっと共存しているのですが、平仮名みどりの場合は、緑地を含めた自然環境というような、広い意味の環境という広義な環境にすることが多くて、あるいは事業の名前とか組織の名前等で使われています。文章の中の例えばみどりを守る意識を育み、みどりの保全や管理を行う、こういった辺りはそういった意味ではなくて緑地とか自然とかということですので、平仮名みどりと漢字の緑の使い方を検討していただければと思います。些細なことですが。

○星みどり自然課長 みどり自然課でございます。委員のおっしゃるように平仮名みど

りは河川とかそういったものも含めて概念ということで使っておりますが、この文章によりますと、通常の緑、植物としての緑で使っているのもそういう形で整理させていただければと思います。

○議長 はい、よろしく願いいたします。ほかに委員の皆様からございますか。

○浅井委員 地域別の概要ということで、1点お伺いします。県南ゾーンの「都市近郊の立地条件を生かした収益性の高い農業を推進する」のところですが、どういう農業を推進したいと思っているかお尋ねします。

○中村農業政策課長 農業政策課でございます。簡潔に記載してございますが、都市近郊の立地条件を生かしたというのは、多様な消費地、つまり色々な品目の需要がたくさんある地域と近いところで生産できるという条件の良さを生かしまして、スケールメリットによる大規模農業だけではなく、生活の中で消費される多様な品目に対応した、特に野菜や果物等の収益性の高い作目に積極的に取り組んでいただけるように推進していく、という形で整理しています。

○浅井委員 埼玉県というのは世界最大の消費地である東京に隣接していることは誰でも知っていると思いますが、そういうところに必要な農作物を、さらに県は農家に種苗とか具体例を挙げるとか、これからの見通しとか、そういったことの情報をごんごん出すことが重要だと思いますが、どういう準備があるのかわかる範囲内で結構ですので聞かせていただきたいと思います。

○中村農業政策課長 ありがとうございます。例えば具体的な品目で申し上げますと、これまで米の生産が比較的多かったところですが、生活スタイルの変化によって1人あたりの消費量が減ってきております。今年は何れぐらい消費が減りそうか、というような情報を発信しており、そういった情報を踏まえて、地域ごとにどういった品目に取り組んでいくかについて地域全体で中長期的な視点で話し合いの場を設けて、行政として人農地プランの作成を進めていく。単年度だけではなく中長期的な視点で産地としてどうしていくのか、そういった取組を進めていきたいと考えています。

○小口委員 ウクライナの危機もあるので農地を確保して自給率を高めていくような取り組みを記載したほうがいいのかという気がしています。9、10ページに農地のことが書かれていますが、こうした取組などを進めることにより、新たな荒廃農地の発生を抑え、農地の維持を図る、とありますが新たな荒廃農地の発生を防ぐだけでなく、すでにある荒廃農地をうまく農地に活用していくとか、もう少し前向きなことを記載してもよいと

思いました。計画に記載して良いのかわからないのですが、もう少し今の情勢を踏まえて自給率を上げていくような取組などを。

○中村農業政策課長 農業政策課でございます。国土利用計画の目標年を前提に、昨今の情勢を踏まえた内容をどこまで記載できるのか検討させていただきます。ご指摘いただいた点は、本当にごもつともでございます。輸入リスクが高まっている中で国内の食料安全供給、食料安全保障をどのようにしていくのかは埼玉県でも課題として取り組むところですので。特に輸入に依存している小麦や大豆の生産を増やしていくことは、我々もしっかり取り組んでいるところですし、これからもやっていかなければなりません。また、畜産は餌を輸入していますので、飼料作物等に関する政策を、記載できるかどうかは別の話として、しっかりやっていきたいと考えています。

○奥重土地水政策課主幹 事務局から補足をさせていただきたいと存じます。国土利用計画上の書き方でございますけれども、利用目的別の中で、既に荒廃農地になったものについては、その他の土地というところに区分されております。今、資料1－3を画面の方にも共有させていただいていますが、利用区分別の資料1－3、13ページのその他の土地につきまして、農地全体では、荒廃農地の発生抑制は農地からその他の土地に移るのを発生抑制すると同時に、既に荒廃農地、その他の土地に区分されますが、そうなってしまったものも解消して農地に戻すという政策も入れ込んだ上でグラフが出来上がっておりまして、その具体的な記述が13ページの（7）その他の下の方に書いてあります「再生可能な荒廃農地については、」というところで、農地に戻していくということもしっかりと明記はさせていただいているところでございます。

○議長 他に御意見、御質問ございませんか。—————特に、御意見がないようですので、質疑はこれで終了とします。今回、内容の変更に関わる大きな修正というのは、レジリエントのところは宿題なのですが、修正の文言については、私に一任でよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○議長 ありがとうございます。それでは審議会で答申を決定するにあたり採決を行います。知事から諮問がありました埼玉県国土利用計画の全部変更、第5次埼玉県国土利用計画の策定につきまして、御異議はございませんか。

（「異議なし」）

○議長 御異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申を

いたします。もし、答申に付すべき意見等ございましたら、御発言をお願いします。

(「発言なし」)

○議長 よろしいでしょうか。それでは、答申の文言につきましては一任ということで対応させていただきます。ありがとうございます。

次に議題の(2)埼玉県土地利用基本計画の変更(所沢及び日高農業地域の縮小)について、審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○小山土地水政策課長 議題、埼玉県土地利用基本計画の変更(所沢及び日高農業地域の縮小)について御説明申し上げます。

資料2をご覧ください。1土地利用基本計画の変更内容は、所沢と日高市内の農業地域の縮小であり、県内の農業地域の面積を65ヘクタール縮小するものです。

続いて次のページの農業地域の縮小(所沢市)について、をご覧ください。左上の位置図に、農業地域を縮小する地区を赤枠で記載しています。

資料右上の変更地域の概要の変更の理由をご覧ください。土地区画整理組合による計画的な市街地整備が確実となり、農業振興を図る地域から計画的に市街化を図る区域に土地利用を転換するものです。周辺は市の一般廃棄物処理施設や住宅と畑が混在し、地区内も工場や住宅と畑が混在している地域です。土地の所在は、所沢市林一丁目の一部です。地区名称は、三ヶ島工業団地周辺地区でございます。事業手法は、地権者等が組合を設立して、土地区画整理事業を行うもので、面積は約24.4ヘクタールです。変更案に係る所沢市長の意見はありませんでした。中央下の現況写真を御覧ください。現況の土地利用は、畑や工業用地等となっております。左下の計画図の概要を御覧ください。土地利用基本計画図の変更ですが、左側の変更前の図は、赤枠で囲んだ地区が、オレンジ色の農業地域、赤色の都市地域である市街化調整区域になっており、2つの地域が重複しております。今回の変更で、この農業地域を縮小して、右側の図のとおり、都市地域のみ土地利用を転換するものでございます。

続いて、次のページの農業地域の縮小(日高市)について、をご覧ください。右上の変更地域の概要の変更の理由をご覧ください。土地区画整理組合による計画的な市街地整備が確実となり、農業振興を図る地域から計画的に市街化を図る区域に土地利用を転換するものです。住居系の市街化区域に隣接し、周辺の市街化調整区域内には工場が存在しており、地区内は、学校、グラウンドや住宅と畑が混在している地域です。土地の所在は、日高市大字旭ヶ丘字松の台の一部です。地区名称は、旭ヶ丘松の台地区でございます。事業

手法は、地権者等が組合を設立して、土地区画整理事業を行うもので、面積は約36.0ヘクタールです。変更案に係る日高市長の意見はありませんでした。中央下の現況写真を御覧ください。現況の土地利用は、畑やグラウンド等となっております。左下の計画図の概要を御覧ください。土地利用基本計画図の変更ですが、左側の変更前の図は、赤枠で囲んだ地区が、オレンジ色の農業地域、赤色の都市地域である市街化調整区域になっており、2つの地域が重複しております。今回の変更で、この農業地域を縮小して、右側の図のとおり、都市地域のみ土地利用を転換するものでございます。

また、所沢市、日高市の地区とも、土地利用基本計画においては農業地域と都市地域が重複している地域となっておりますが、土地利用基本計画に基づき作成されている市の都市計画マスタープランにおいて、産業系の都市利用を行う地区として位置付けられております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 　ただ今事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更、所沢及び日高農用地域の縮小について、御意見、御質問があればお願いします。

○田中(規)委員 　よろしいでしょうか。最初の議論にちょっと関係するところなのですが、個別の案件ですので、2点ほどです。例えば、グリーンインフラとかEco-DRRとしての機能を持っている農地の転用は抑制することを基本とするということが最初書かれています。ということは、逆にこの土地が防災上、どういう位置付けの土地であって、大きな影響を与えないということを確認する必要があると思います。例えば、ハザードマップなど何かそういう防災上の位置付けが分かるような資料をできれば見せてもらおうと、問題ないよねという風に委員の方も判断できるのかなというのが1点です。それから、農地を都市に市街化区域化していく時に、雨水の流出が増えるので、それは条例に従って調整池を作りますという話があって、水に関してはそれで流出量の増加をそこでちゃんと処理していますよということです。しかし、最初の議論にあったネイチャーポジティブのような話を考えると、もう水だけでは多分ダメで、生物多様性が減った分をポジティブにしていくための取り組みとして何が必要か。例えば、防災のための調整池のサイズについて、調整池を作ると必要ギリギリなら四角にどんと掘り下げたものを作ってしまうわけですけど、例えばビオトープ的な発想で、少し土地に凸凹を作り、エコトーンを作れば、生物多様性を増やすことができるわけですね。そうすると、調整池の大きさとかですね。これはこの案件で議論した方がいいという話ではないのですが、少し、そういう防災のための調整池

の作り方とかですね、ネイチャーポジティブを実現するために必要な作り方とか、そういうこともしっかり議論していただいて、今後、こういう農業地域を縮小していくときにどういう取り組みが必要かということをご検討いただけるといいかなという風に思います。以上です。

○吉岡都市計画課長　都市計画課でございます。御質問ありがとうございます。非常に難しいテーマをいただきました。順番は前後いたしますけれども、ネイチャーポジティブの関係で、池を作っただけではというお話をいただきました。今回もそれぞれの開発2か所ございますけれども、開発面積に応じた調整池を設置する予定になってはいますが、今回の開発につきましては、池の管理の面が非常に問題になってくるかなと思っておりますけれども、実際のところは土地区画整理組合の方で今後管理をしていくという流れになってまいりますので、その中でどこまでネイチャーポジティブ的な配慮が見られるかというところは、課題になるのかなという風に思っています。ただ、そういう視点というのはすごく大事だと思っておりますので、常に単純に池を作るということではなくて、そういう複合的な役割も含めて、どういった形で誘導できるのか、そういったものをしっかり研究していきたいと思っております。それから、最初のハザードマップの関係です。ご心配いただいたハザードの面ですけれども、今回御用意ができておりません。申し訳ございませんでした。今回の箇所においては、特に所沢の方の案件だったかと思えます。この地区については、浸水想定区域、浸水が想定される区域の中に入っております。土地区画整理事業による基盤整備に合わせまして、地盤を少し上げていく工夫ですとか、あるいは湛水する部分について、池で一時貯留してから流末の川に流していただくとか、そういった工夫は土地区画整理事業の中で進めているという風に伺っています。

○田中(規)委員　はい、わかりました。個別の方で、色々対応していただくと共に、県として、何か考え方をぜひ打ち出していただければなというような気がいたします。特に、ネイチャーポジティブ等に関連してですね、防災のための調整池の基準等の考え方にその分を、気候変動で雨の量が1割増えて流量が2割増えると言われていたわけですから、今まで通りの、本当に条例の溜める用地でいいのかという話も含めて、じゃあそこをしっかりと議論した時に、もう少し多様性を増やすような調整池の作り方とか、この案件ではなくて県として議論いただければなという気がいたします。

○議長　こういった開発の申請が来た時に、よもや法律規則を破っているとは思わないのですけれども、それでなおかつそのネイチャーポジティブに対応してないとかですね、

そういったことが法律的に言われてくるわけですから、法律、国レベルでないとしても、県レベルの条例で対応する等、せっかく県会議員の皆さんいらっしゃるわけですから、この個別の案件だけじゃなくて、多分そのローカルな条例対応で、埼玉県の特特殊性を考慮していただいたようなものを作るというのは、多分田中先生も期待されておられるのではないかなという風に思うのですが。この案件個別の問題ではないのだけれども、という風に2度ほどおっしゃったのですけれど、そういうことかと。

○奥重土地水政策課主幹 事務局から発言をさせていただければと思います。今、第5次埼玉県国土利用計画の答申をいただくという形になりましたけれども、今上がってきている土地利用基本計画の変更につきましては、実は第4次国土利用計画に基づく変更でございまして、まだネイチャーポジティブの考えそのものは確かにこちらでは反映されておりません。今回第5次埼玉県国土利用計画を作りましたので、それに基づく土地利用基本計画の方もそれに合わせて改定をしております。第5次計画はネイチャーポジティブとか、30by30、そういった生物多様性の方にシフトしている計画になっておりますので、今後、土地利用基本計画の方も関係課も含めて一緒に議論をしながら、第5次計画に合わせた改定をまずは行ってまいります。その後、改定した土地利用基本計画に基づき、個別法の計画が色々見直されるということになると思いますので、今後はそういう形で変わっていくという風に考えております。

○議長 そうすると、今この出てきた2件は、第4次に基づいて申請されたのですけれども、第5次を発効した場合にはそれに連動するような形で、基本計画の方も手直しされるという理解でよろしいですか。

○奥重土地水政策課主幹 はい、おっしゃる通りでございます。土地利用基本計画には、図面と計画書でございますけれども、計画書の方も第5次計画を踏まえて当然見直しをして改定をするということでございます。土地利用基本計画に基づく各個別法の計画もそれを基本とするということになっておりますので、今後そういう形になっていきます。第5次計画は9月議会で議決をもしいただければ10月頃策定予定でございますけれども、11月からすぐ変わるということではないのですが、速やかに見直しを図って改正をして、なるべく早めに反映させていきたいという風に考えております。

○神尾委員 ちょっといいですか。4次の計画の中での今回の申請ですよね、しかし他の地区でもじゃあこの今私たちが議論している4次を変えて5次の新しい計画案を検討しています、その間に申請が上がった場合にはどういう対応していくのか。我々は農地を保

全したいな、自然をきちんと守っていききたいという中で、じゃあ次に議論を継続、決定しました、それを皆さんに知っていただいた、その上の申請の中で何を基準として担当は計画されたものを良しとして、申請機関に対してどういう判断をするのか教えてください。

○奥重土地水政策課主幹　　また事務局からちょっと発言をさせていただければと思います。神尾委員のおっしゃるとおり、端境期で出てきたらどうするのだという御心配はございますので、国土利用計画審議会に土地利用転換を諮問する前には、庁内で土地利用計画調整会議という土地利用調整を行う会議がございますが、その中で、既に第4次のもので出てきているから何でもいいということではなくて、今まさに第5次の御議論をいただいて、答申という形の端境期ですので、その中で出てきたものについてまずは庁内の調整会議の中で、当然第5次も踏まえた形で調整をした上で、きちっと適切に土地利用が図られるようにコントロールしていきたいという風に考えているところでございます。土地利用基本計画が改正されるまで何もしませんということではなくて、改正までの間でもまずは庁内関係各課との土地利用調整において、そこでしっかりと見ていきたいというように考えております。

○議長　　他に御意見、御質問ございませんか。

○渋谷委員　　そもそも所沢市と日高市に決定した経緯を教えてください。

○吉岡都市計画課長　　都市計画課でございます。御質問ありがとうございます。今、委員の方からもお声が漏れてきましたけれども、基本的には、地元市がまちづくりについては主体となって考えるべきでございます。今回の案件につきましても、所沢市と日高市の方から産業基盤整備、産業団地の整備をしたいという計画の申し出が上がって、こういう手続きを踏んでいるというところでございます。いずれも現地の方は非常に交通の利便性が高いところです。産業基盤整備をするにあたっては非常に適地だという風に判断しているところでございます。

○渋谷委員　　ありがとうございました。

○中屋敷委員　　よろしいですか。ちょっとさっきの議論に戻ってしまうところもあるのですが、実は、今の私の地元、鴻巣市は産業団地を県でも鋭意努力いただいているところです。結構広い面積を整備しているが、結局、流出調整のための池というのは、水を溜める量を担保できるようにかなり大きいものであるし、さっきのお話でもあったようなビオトープ的だというイメージとは全く違うのですよね。だからやはりそういうところに反映できるような、産業団地等を整備していく時の、調整のための池、これがどうあるべ

きか、というところも先々の5次だとかというところで議論いただいた方がいいのではないかなと思います。実は、それとは違う、これは元荒川の氾濫を防止するために県土整備部で、我が市の中で計画をしてもらってですね、かなり大きなもので、それに関しては農業関係のことも踏まえた中で、我が町は、生物多様性のところでコウノトリをなんとかしようということで、今ケージの中でつがいを飼っていますけれども、そういった取り組み、各地域の取り組みというものが、ああいう大型の鳥って、餌場がないとそこには絶対居着きませんので、そういった生物多様性に関わる部分とそういう開発の部分というのがどう融合できるかってことは、その地域課題の中にもあるのだと思うのですよね。やはりそこは、書面の上で考えているだけではなくて、現地だとかそういったところ、県土整備部さんがお考えになっているようなそういうところも含めて、全体的な考え方として、土地利用の中での考え方にそういったことが反映できることは非常に重要なんじゃないかな。これから先々のことを考えて。私もずっと常々そう思っていますので、その点について改めて見解を述べていただけると嬉しいなと思います。

○吉岡都市計画課長　　都市計画課でございます。調整池の関係ですけれども、大なり小なり色々ありますがよく議論されるのは、底面利用、地元市町村さん等で、例えば、グラウンドで利用したい、テニスコートで利用したい、最初のきっかけとするとそういうお話が上がってくるケースは多々あるのです。先ほど少し触れた、維持管理のことを考えた時に、なかなか思うように行かない、難しいという判断があって、結局いわゆる調整池が出来上がっているというケースが多々あります。ただ、一方で、場所によっては、環境保全で活躍されている方たちがそこをぜひフィールドとして活用したいというような意見もございます。ですので、単純に画一的な池を造るという一辺倒ではなくて、そういう多面的な利用も含めて、管理面と並行してどういう進め方ができるのか、そういったものをしっかり研究していきたいと思います。ただ委員のおっしゃる通り、貴重な資源だとは思いますが、その資源の有効活用という意味ではしっかり考えていきたいと思っております。

○中屋敷委員　　計画のところでの先ほどの議論の中にもあったように、ネイチャーポジティブですとかそういった部分の視点というものは、やはり県としてどういう風に取り組んでいるからそういう形になったのだというような見え方、基本的には非常に重要だと私は思っているのです。維持管理問題で、底面利用の話、桶川あたりでテニスコートになっているのは私も拝見していますけれど、とはいえ、水をまず担保することが重要であり、その先にじゃあその開発が行われている地域の要請、要望とかというものがあるならば、

そこには積極的に反応してもらいたいと思うわけです。反応をしていこうというお考えがあるかどうか。

○吉岡都市計画課長 はい、最初のきっかけとしてしっかりとしたそういう地域の声、地元市町村の声、それは対応していきたいと思っております。

○議長 他に御意見、御質問ございませんか。

○中屋敷委員 参考までにお尋ねしますが、要は農業地域の縮小で、この農地を持っていらっしゃる皆さんの中に地権者の方がいるわけですが、農地を現に保有している皆さんの変更していくことに対する意見というのはどんな風にあったのですか。

○中村農業政策課長 この案件の調整にあたって、地元の地権者の皆さんの意見、特に関係の農家さんも含めた意見の聞き取りということをやっております。その地域で営農されている農家さん皆様にお聞きしたところ、今回農業から撤退されるという方もいらっしゃるれば、あるいは代替農地を求めていらっしゃる方もいます。そういった方については、別の土地を斡旋するなど個別の方々の希望をお聞きしながら対応させていただいているところでございます。

○中屋敷委員 端的に言うと2つしかないわけではないですか。大変だと思っているのか、喜んでいるのか。実際に市街化区域になれば大変な思いをする人も、その辺はどうなのだろうねと。農業を続けていく意向に対する対応というのは当然しなくてはならない。それはしていただいているのはありがたい。

○吉岡都市計画課長 都市計画課でございます。両地区とも、今回土地区画整理事業をしてまいりますので、地元説明をした上で営農意欲をしっかりと確認し、ぜひそこでも引き続きやりたいという方がいらっしゃれば、地権者の意向に配慮した換地手法をうまく活用したり、あるいは生産緑地制度もございますのでそういったものも紹介をしたりということで、なるべくリクエストに応えられるように努力をしているところでございます。

○中屋敷委員 ありがとうございます。

○議長 他に御意見、御質問はございませんか。———御意見、御質問ないので、質疑はこれで終了いたします。それでは、審議会の答申を決定するにあたり、採決を行います。議題（2）の「埼玉県土地利用基本計画の変更（所沢及び日高農業地域の縮小）」につきまして、御異議はございませんか。

（「異議なし」）

御異議ないようですので、諮問事項につきましては「適当である」旨の答申をいたしま

す。もし答申に付すべき御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

○小口委員 全体的な答申には異論ありませんということですが、先ほどの田中先生の御意見をかいつまんで一言申し伝えるような、附帯意見みたいなものを添えることは可能ですか。

○議長 今回、第4次の計画に基づいて申請されていることと、過渡期には県の方でも対応するというような回答をいただいたので必要がないのかなとは思ったのですが。

○小口委員 それを踏まえているので判断できるということですね。わかりました。

○神尾委員 先ほど事務局が答弁したことを、私たちはきちっとやるかを見ていく。やらなかったら議会で聞きます。それを踏まえて、今回これについては付さないということです。

○永瀬委員 あえて付すかどうかですよ。端境期にあるということもあるので、例えば今回の変更に際して付した方が良いかなという意見は、具体的に言うと調整池になってくる。それを充分配慮すると付す必要があるかどうかという話だったと思いますが、今までのやり取りの中でそれは充分担保されていると。もう一つは農地縮小の話。具体的には営農したい人に充分対応していくというぐらいでしょうかね。それは答弁していただいていると。

○議長 付すべき意見は特になしでよろしいでしょうか。

○中屋敷委員 先ほどの議論はこれには付けられないと思います。

○議長 それでは答申は適当であるという回答をすることといたします。それから、付すべき意見はなしということにいたします。なお、答申の文案につきましては、会長である私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

はい、それで進めてまいります。ありがとうございました。それでは、本日の2つの議題の審議が終わりましたので、以上で議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会 熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第75回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、zoomの終了ボタンを押しまして、各自退出いただければと存じます。本日はどうもありがとうございました。

――了――